

スーパーセンタートライアル善通寺店 (No.1321)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月21日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
令和6年8月27日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル善通寺店  
善通寺市金蔵寺町字川添1903番1 外51筆
- 3 法第8条第1項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要  
(意見の概要)
  - ・ 商品搬出入の時間帯が児童の登下校時刻と重なる場合は、安全管理の徹底をお願いしたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課  
縦覧期間： 令和7年1月21日から令和7年2月21日まで